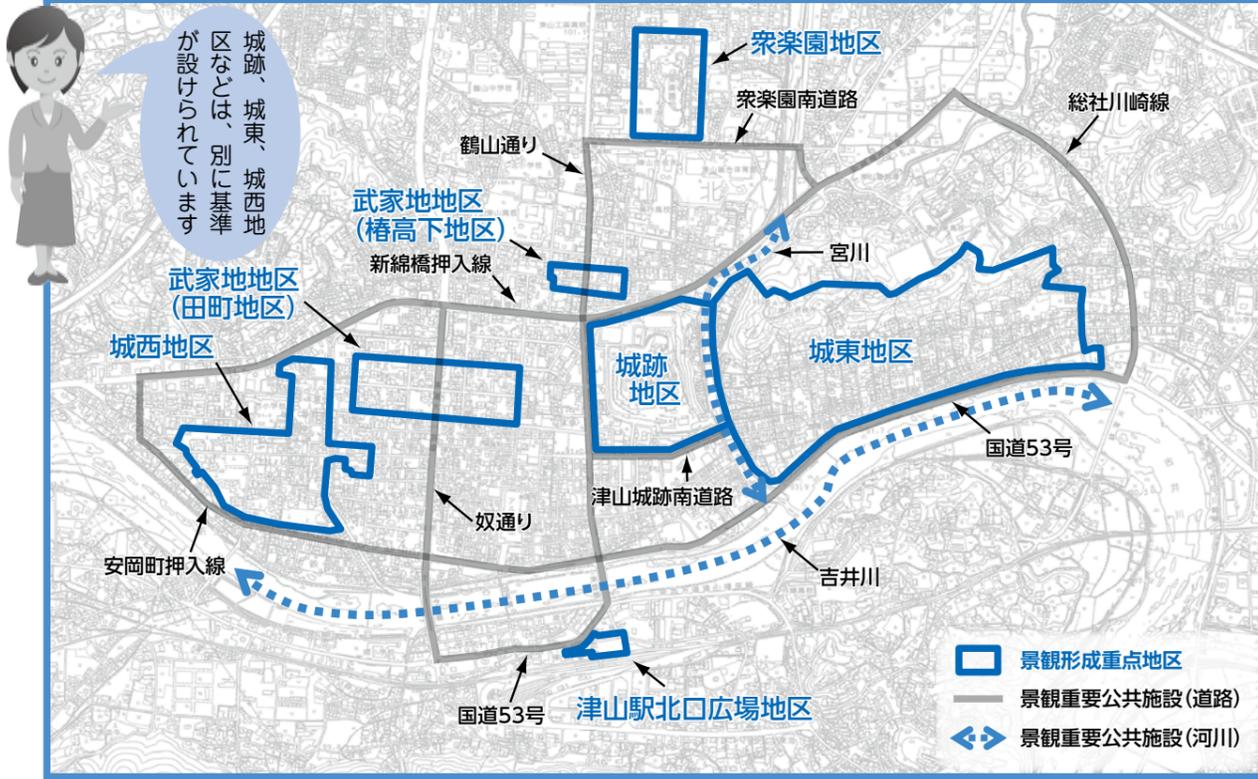


## 対象地域は？

市の全域が対象です。また、重点的に景観の保全や新たな都市景観の創出を図るべき地区として「景観形成重点地区」を指定し、他の地区よりきめ細かい基準を設けて良好な景観の形成を図っていきます。主要な道路・河川についても「景観重要公共施設」として指定し、別途基準を設けています。

市内全域が対象になります

### 別途基準が設けられた景観形成重点地区・景観重要公共施設



城跡、城東、城西地区などは、別に基準が設けられています

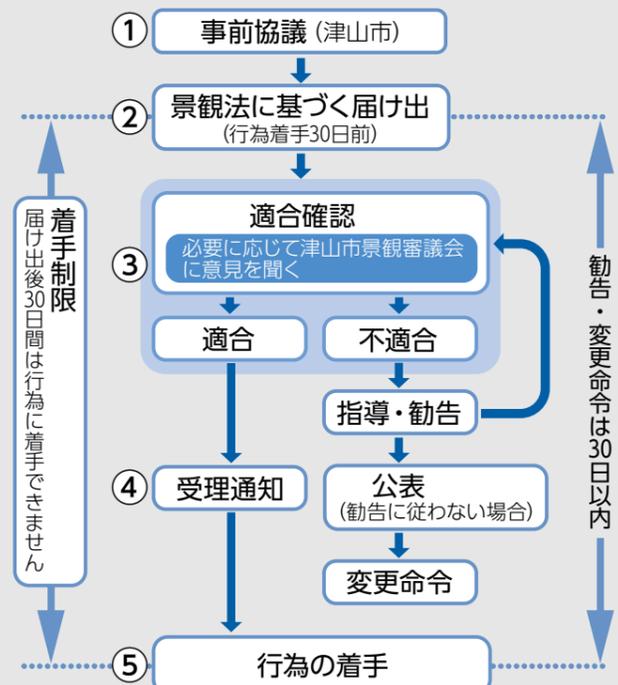
## 手続きの流れはどのようなもの？

新築や増築など、該当すると思われる行為をする場合は、事前に市と協議が必要です。届け出提出後30日間は行為に着手できないので、早めに相談をお願いします。

できるだけ早めに相談しましょう



### 手続きの流れ(イメージ)



市では、津山らしい景観を守り・育て・将来世代に引き継ぐため、景観法に基づく独自の景観計画・景観条例を策定しました。今後はこの景観計画・景観条例に基づき、市の景観の保全に積極的に取り組みます。ご理解とご協力をお願いします。

企画歴史まちづくり推進室(市役所5階) ☎32-7000

## 目標

### 豊かな自然を守り、育てます

中国山地の山々や吉井川などの河川、郊外に広がる田園風景などの豊かな自然を守り、育てることで自然環境と一体となる景観を形成します。

### 地域の歴史を守り、伝えます

城下町の町並みをはじめ、市全域に点在する遺跡や社寺などの歴史遺産を守り、次の世代に伝えていくことで郷土への誇りと愛着を育てます。

### にぎわいのある、美しいまちをつくります

建築物や屋外広告物などをコントロールし、風格や統一感のある町並みにぎわいのある美しい景観を創出します。

### 地域主体の景観づくりを目指します

地域固有の景観資源との調和を図り、地域が主役のまちづくりを行うことで、市民が愛着と誇りを持てる景観の形成を目指します。

## どういった手続きが必要になるの？

一定規模以上の建築物や工作物の新築、増築、改築や模様替えなどを行うときには、事前に届け出が必要になります。

届け出が必要な行為・規模(景観計画・景観条例から抜粋)			
行為の種類	地区	景観形成重点地区	一般地区 (景観形成重点地区以外の市全域)
■建築物 新築、増築、改築、外観の変更を伴う修繕、模様替えなど		すべての建築物	・高さが13mを超えるもの ・3階建て以上のもの ・延面積300㎡以上のもの
			・高さが13mまたは築造面積が1,000㎡を超えるもの ・高さが3mを超える垣、さく、塀など ・設置面積が1,000㎡を超える太陽光発電設備など
■工作物 新築、増築、改築、外観の変更を伴う修繕、模様替えなど		・高さが5mを超える煙突、アンテナなど ・高さが1.5mを超える垣、さく、塀など ・太陽光発電設備(すべての規模)など	・高さが10mを超えるもの ・伐採面積が500㎡を超えるものなど
			—
■木竹の伐採など			

## 何か基準があるの？

建築物や工作物の建築などには、景観形成重点地区や一般地区ごとに、それぞれの特性に合った位置や意匠、色彩などの景観形成基準を設けています。

### 【景観形成基準(一般地区)の例】

- ・周辺景観との調和に配慮した素材や材料を使用する
- ・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺環境との調和に配慮するなど

色彩などに基準を設けています

